



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年5月27日火曜日 第613号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則……………（水産課）… 422

告 示

- 落札者等の告示（2件）……………（行政経営課）… 423
- 愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数……………（医療保険課）… 423
- 落札者等の告示……………（産業政策課）… 423
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）……………（農地整備課）… 424
- 落札者等の告示……………（会計課）… 424
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 424
- 土地改良区の定款変更の認可（2件）……………（ ）… 424
- 土地改良区の変更の認可……………（ ）… 424
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 426
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 426

人事委員会規則

- 会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 426

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（衛星船位測定送信機の備付け命令等） 第50条 省略 <u>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</u> 第6章 罰則 第59条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u> (1) 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項若しくは第3項、第42条、第43条、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条	（衛星船位測定送信機の備付け命令等） 第50条 省略 第6章 罰則 第59条 次の各号のいずれかに該当する _____ ____者は、6月以下の<u>懲役</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項若しくは第3項、第42条、第43条、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反した者 _____ (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者 _____ (3) 第23条第1項（第33条第13項において準用する場合を含む。）、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条

○愛媛県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市恵原町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・土用部地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年5月28日から6月24日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市祝谷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第482号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめ電子入札共同システム保守管理業務	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年4月1日	富士通Japan株式会社 四国公共ビジネス部 部長 舩葉 美市博 愛媛県松山市永代町13番地	69,780,480円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市田窪土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 進	東温市田窪1568番地1

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・道後祝谷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年5月28日から6月24日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予市下三谷地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年5月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・岩崎地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年5月28日から6月24日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

○愛媛県告示第485号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市堀江町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

○愛媛県告示第486号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、道後平野土地改良区の佐古ダム（管理事務所、電気施設、通信施設及びその他の附帯施設を含む。以下「ダム」という。）の管理規程の変更を認可したので、同条第4項の規定に基づき、当該管理規程の概要を次のとおり公告する。

令和7年5月27日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

1 貯水、放水又は取水に関する事項

(1) 貯水に関する事項

ア ダムの満水位は標高144.10メートル、最低水位は標高128.20メートルとする。

イ ダムの貯水量は、旧佐古池用水と裏作用水に区分して管理